

平成28年度 決算報告

平成28年度の一般会計・特別会計等・企業会計の決算が、第4回市議会定例会で承認されましたのでお知らせします。

◆ 一般会計 ◆

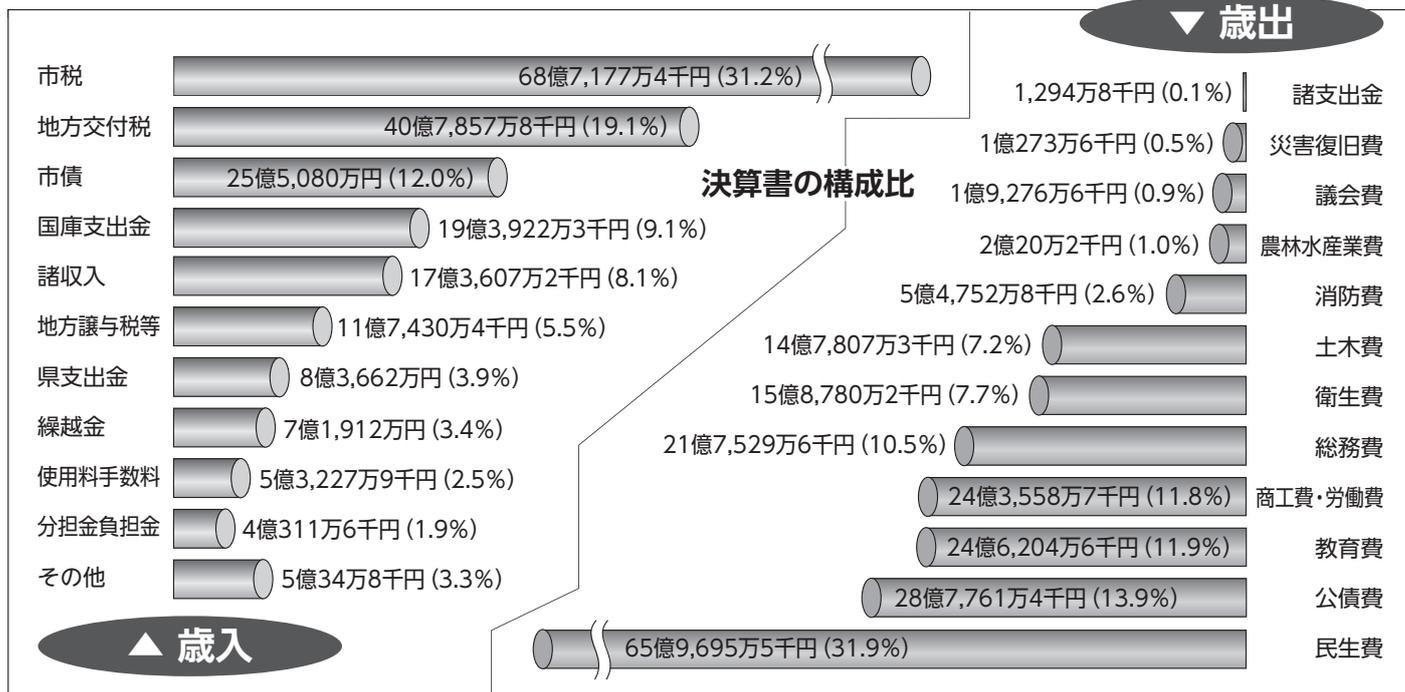
歳入決算額 213億4,223万3,565円

歳出決算額 206億6,955万2,594円

実質収支額 6億3,983万1,971円

- 一般会計歳入の内訳
市へ入ったお金の合計は、213億4,223万3,565円
前年度比 -3億7,222万492円(1.7%減)
- 一般会計歳出の内訳
市が使ったお金の合計は、206億6,955万2,594円
前年度比 -3億2,578万887円(1.6%減)

前年度に比べ歳入、歳出ともに減額となりましたが、歳入の確保と経費の節減に努めた結果、翌年度へ持ち越す財源を差し引いた実質収支は、前年度と同程度の6億3,983万1,971円の黒字決算とすることができました。



◎特別会計等

会計名	歳入	歳出
国民健康保険事業	57億1,792万4,851円	56億15万1,340円
地域開発事業	1億9,219万7,744円	5億2,890万9,717円
分収造林事業	2,077万2,299円	1,964万949円
霊園事業	6,715万8,273円	3,468万2,241円
温泉事業	3,399万6,281円	2,092万7,383円
後期高齢者医療事業	7億3,405万8,295円	7億1,454万3,195円
湊財産区一般会計	932万5,987円	174万4,465円

特別会計とは…特定の事業を行う場合または特定の収入で事業を行う場合に、経理を他の会計と区別する必要があるため、法律や条例に基づいて設置しているものです。

◎企業会計(収益的収支 消費税込み)

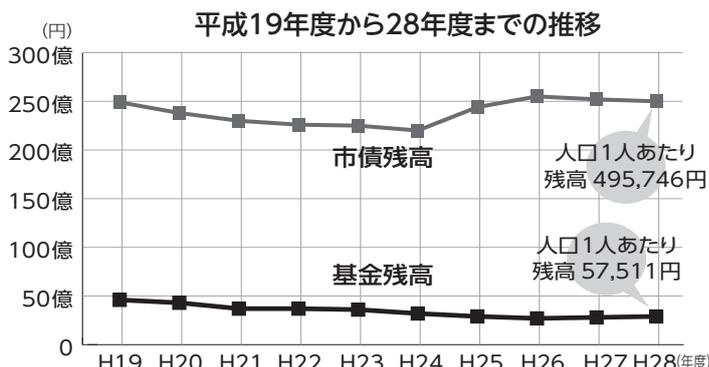
会計名	歳入	歳出
水道事業	8億9,745万5,386円	7億760万4,148円
下水道事業	18億85万9,937円	15億3,719万9,591円
病院事業	70億1,964万2,879円	68億7,564万8,133円

企業会計とは…原則市税を収入財源とせず、独立採算制を迫る極めて企業的色彩の強い事業を行う場合に、地方公営企業法の規定を受けて設置する会計です。一般会計やそのほかの特別会計とは異なり、民間企業と同様の経理を行うものです。

◆基金と市債の推移

市の貯金である「基金残高」は、行財政改革への継続的な取り組みや効率的な予算執行に努め、基金からの繰入金の減額を図ったほか、ふるさと納税による寄附額の増加などにより、前年度に引き続き増加となりました。

今後も人口減少などの影響により、市税収入の増額は見込めない厳しい状況が続くことが想定されますが、職員一丸となって行財政改革への取り組みをより一層進め、将来にわたり安定した行財政運営の推進に努めていきます。



◆岡谷市の財政状況は？（財務指標） ※いずれも平成28年度暫定値

経常収支比率	財政の弾力性を示す指標として用いられ、数値が高いほど硬直化しているとされます。	91.2%	県下19市中15位
財政力指数	財政力の強弱を示すもので、数値が小さいほど税収入の能力が低く、交付税への依存度が高いとされます。	0.64	県下19市中5位
★実質公債費比率	公債費の占める割合を示すもので、 25%を超えると黄色信号 となります。	11.8%	県下19市中18位
★将来負担比率	将来負担すべき負債額の割合を示すもので、 350%を超えると黄色信号 となります。	131.1%	県下19市中18位
★実質赤字比率	一般会計や特別会計、下水道などの企業会計の赤字額の割合を示すもので、一定の数値になると黄色信号となります。	実質赤字、連結実質赤字、資金不足ともに発生していないため、数値はありません。	
★連結実質赤字比率			
★資金不足比率			

★印のついた5指標は、一般会計等の普通会計だけでなく、企業会計や一部事務組合なども含めた市全体の財政状況を捉える判断指標です。

問合せ●財政課(内線1531)

滞納者への徴収を強化します

問合せ●税務課(内線1138)

市税は、岡谷市の歳入の約35%（平成29年度予算）を占める主要な財源です。滞納者は、全体のうちほんのわずかですが、毎年積み重なると膨大な額となり、国民健康保険税を合わせた滞納累計額は、3.4億円超に達しています。市では税の公平性を確保するため、税の徴収強化を図り、滞納処分に力を入れます。

【市がおもに実施する差押】

- 給与・賞与・年金等差押
国税徴収法および各社会保険制度の規定に基づき、差押禁止額を除いたすべての支給額が差押の対象です。
- 生命保険差押
生命保険契約に基づく、保険金支払請求権や解約返戻金支払請求権などが、差押の対象です。
- 敷金・入居保証金の差押
アパートや賃貸マンション、事務所など賃貸契約をする時に所有者に預ける敷金や入居保証金は全額差押の対象です。
- 不動産差押
土地・家屋などの不動産は、抵当権設定の有無にかかわらず差押の対象です。
- 搜索・動産差押
滞納者の自宅や事務所などを搜索し、発見された金銭や有価証券、装飾品、自動車、オートバイなどは動産として差押の対象となります。
※差押財産は、公売などにより換価して税に充てます。具体的には、全国から参加できるインターネット公売などです。

滞納処分の種類と内容

税金を滞納したままにしておくと、本来納める税額以外に督促手数料、延滞金を納めることになるほか、次のような滞納処分を受け、強制的に税金の徴収を受けることになります。また、滞納処分は法律で定められており、本人の意思にかかわらず執行します。

【滞納処分は次の流れに沿って進められます】

- ①督促…納期限までに完納できない人に督促状を送付し納税を促します。
- ②催告…督促状送付後、一定期間内に納税されない場合、再度文書で催告を行います。
- ③財産調査…官公署、金融機関、勤務先、取引先などに対して財産調査を行います。
- ④差押…調査で把握した滞納者の財産（動産、不動産、給料）を差押えます。
- ⑤換価…差押え後も完納とならない場合、差押えた滞納者の財産を公売、取立により換価（換金）し、滞納している税金に充当します。

納税が困難な時にご相談ください

次のような事情で、市税等を納期限までに納めることができない場合、事情により分割での納付や、納税を猶予することができますので、お早めにご相談ください。

- 病気やケガで働けなくなった
- 失業や事業不振などで生計が維持できなくなった
- 災害や盗難で損害を受けた

「差押」とは

地方税法では、滞納となっている税金は財産を差押えて処分することにより、徴収しなければならないと定められています。「差押」とは、所有者から財産を処分する権利を奪うことを言います。差押を受けると、自らが所有する財産でありながら処分などの自由がなくなります。逆に、差押を執行した機関は、財産を処分する権利を取得することになります。所有者に代わり財産の売却や権利の行使また契約を解約することにより、支払われた金銭を税金に充当できるようになります。

滞納を減らすために…

市では市税、国民健康保険税の滞納を減らすために「タイヤロック」を実施します。

自動車を使用できなくすることで、滞納者に自主的な納税をしてもらうことを目的としています。自動車などの差押（タイヤロック）をしても納付されない場合は、その動産を引き揚げて公売します。



タイヤロックを毀損・破損した場合、地方税法第168条（滞納処分に関する罪）、刑法第96条（封印等破棄）、刑法第252条（横領）により、法律に基づき処罰されます。

♥♥♥ 川岸公民館 生活講座 ♥♥♥

もうすぐクリスマス♪ クリスマスケーキ作り
Happyバレンタイン♪ チョコレート作り



今年はクリスマスケーキのほかに、バレンタインに合わせて、チョコレート作りも開催♪ 大好評につきお申し込みはお早めに。



期日…クリスマスケーキ：12月2日(土)
チョコレート：2月3日(土)



時間…午後1時30分～4時30分(毎回)

定員…15名(2回セットで申し込み)

※親子などで参加の場合でも、組ではなく人数でカウントします。

対象…市内に在住・在勤の人(年齢・性別問わず)

講師…(有)ヌーベル梅林堂 永谷 恒夫さん

参加費…1,900円(受講料1人200円×2回+材料費：ケーキ900円+チョコレート600円)

※1つのケーキを複数人(親子など)で作る場合は、人数分の受講料+材料費900円が参加費になります。チョコレートは、申し込み人数×600円の材料費がかかります。

※申し込み受付時に集金します(キャンセル時も返金不可)。

持ち物…エプロン、三角巾、手ふきタオル、持ち帰り用タッパー(底が深く高さのあるもの)

申込み…11月6日(月)～24日(金)の午前9時～午後5時に受付(参加する本人による先着順。代理人不可)。①窓口、②電話の優先順位で受け付け、定員になり次第締め切ります。窓口と並んだ場合でも、定員に達した時点で終了となります。ご了承ください。

申込み・問合せ●川岸公民館 ☎23-2200

11月は

「子ども・若者育成支援強調月間」です

メディアにおける有害情報の氾濫^{はんらん}、青少年に関わる犯罪の多発、いじめ、虐待、ひきこもりなど、今日の青少年は多くの問題に直面しています。

広く一人ひとりが、青少年をめぐる問題に関心を寄せ、「青少年は地域社会からはぐくむ」という観点に立ち、家庭・学校・職場・地域など一体となって、子どもや若者にとってよりよい社会環境づくりに努めましょう。



問合せ●イルプラザ・カルチャーセンター ☎24-8404

長地公民館 共催講座

からだにやさしい台湾家庭料理

簡単で本格的な台湾家庭料理でおもてなし

11月27日…餅米シュウマイ、チンゲン菜のクコの実オスターソースかけ、タピオカのパールミルクティー

12月4日…参鶏湯中華風(薬膳料理)、キャベツの和え物、台湾の伝統的なくるみクッキー

期日…11月27日(月)・12月4日(月)

時間…午前10時30分～午後1時(毎回)

対象…市内在住・在勤の20歳以上の人

定員…10名(先着順・定員になり次第締め切り)

講師…台湾出身 王 崇娟さん

持ち物…エプロン、三角巾、手ふき用タオル

参加費…2,000円(2回分)

申込み…11月8日(水)の午前8時30分から、窓口・電話にて受付。初日は電話による申し込みはできません。



申込み・問合せ●長地公民館 ☎27-8080

❀❀❀❀❀❀❀❀❀ イルプラザ・カルチャーセンター 冬の講座 ❀❀❀❀❀❀❀❀❀

申込み…11月6日(月)午前10時から、窓口にて受け付け(先着順)。定員に達し次第締め切ります。受講料・材料費を添えてお申し込みください。11月28日(火)締切。

※7日(火)より電話でも申し込みます。

※19日(日)までは『市内在住・在勤の人』のみ受け付け。

講座名	日時・定員	内容	講師	料金	持ち物
「多文化を学ぼう!」 ～これで海外旅行も こわくない!!～	12月3日・10日・17日 [毎週日曜日 全3回] 午前10時～正午 定員10名	海外旅行で言葉がわからず困った!そんな経験はありませんか?多文化を料理やゲームなどを通じて、楽しく学んでみましょう。 初回:料理教室、2・3回:日常会話ほか	菊池ジョセリンさん (プツ ネットワーク)	受講料 1,000円 材料費 1,000円	筆記用具 (初回は調理実習のためエプロン・三角巾)

申込み・問合せ●イルプラザ・カルチャーセンター ☎24-8404

《 伝えたい家庭の料理と郷土食 》

おうちdeごはん～おかあさんの味を作ろう～

期日…11月21日、12月19日、1月23日、2月20日
(毎回火曜日 全4回)

時間…午前9時30分～午後0時30分

場所…イルプラザ・カルチャーセンター 調理実習室

定員…20名(先着順・定員になり次第締め切り)

内容…米粉料理、花寿司、定番のおかず、郷土料理
など、各回3～4品調理します。

材料費…2,500円(4回分 初回に集金)

持ち物…エプロン、三角巾、筆記用具、
持ち帰り用タッパー



申込み…11月6日(月)午前8時30分から電話にて受付。
11月10日(金)締切。

主催…おかや女性ファーマーズ

申込み・問合せ●おかや女性ファーマーズ事務局
(農林水産課内 内線1489)

湊公民館 生活講座

湊の夜景と「コーヒーとギターの音色」講座

～香り高い本格コーヒーのいれ方を
ギターの音色と共に楽しむ～

本格コーヒーのおいしいいれ方(ペーパードリップ)のポイントを習い、色々な豆で飲み比べます。後半は、講師によるアコースティックギターの生演奏。美しい夜景を見ながら、コーヒーの香りとギターの音色に浸ってみませんか。

日時…12月12日(火) 午後7時～9時

対象…20歳以上の人

定員…15名(先着順・定員になり次第締め切り)

講師…(有)三澤珈琲 社長・ギターリスト 三澤 顕介さん

受講料…700円 持ち物…筆記用具

申込み…11月13日(月)～20日(月)の午前8時30分～午後5時15分、湊公民館窓口または電話にて受付。費用を添えてお申し込みください。



申込み・問合せ●湊公民館 ☎22-2300

行政

仲間

環境

健康

第3次岡谷市環境基本計画の推進

11月の重点目標《快適環境の形成》
美しさと潤いのあるまち

多くの市民が「河川や湖の水空気のきれいなまち」「水辺、公園、自然がたくさんあるまち」、「ごみ散乱のない清潔なまち」になることを望んでいます。

生活空間への緑化を推進するとともに、市民による緑化活動を支援し、また、不法投棄などのない清潔なまちづくりを推進します。

おかや環境かるた



しあわせいっぱい
岡谷の自然



◎市民のみなさん

●公園、緑地、街路樹水辺の清掃美化への協力

●公園や緑地などの清掃、美化行事に参加しましょう。

●自宅敷地の緑化

●まちなみの潤いを保つためにも、樹木や草花を育てましょう。

◎事業所のみなさん

●公園、緑地、街路樹、水辺の清掃美化への協力

●乾燥時の散水や草取り、落ち葉の片付けなど、事業所周辺の街路樹の管理に協力しましょう。

●事業所内の緑化

●まちなみの潤いを保つためにも、樹木や草花を育てましょう。



【出早雄小萩神社】



まきストーブについてのお願い

近年、まきストーブによる煙やにおいの苦情が寄せられています。念願かなって設置したまきストーブが、トラブルの原因になってしまうことがありますので、使用する際には、次の点にご注意ください。

- 住宅密集地では特に、煙突の位置や高さに十分配慮し、設置してください。
- 湿ったまきは、煙やにおいの原因になります。まきは十分に乾燥させてください。
- 廃材や家庭ごみなどは、悪臭や有害物質を発生させる原因になりますので、絶対に燃やさないでください。
- ストーブの保守点検と煙突清掃を、定期的に行いましょう。

◎まきストーブは、煙やにおいが近隣の迷惑にならないよう配慮のうえ、使用してください。



野焼きは法律で
禁止されています

ごみの自家処理のうち、野焼きは法律で禁止されています。少量の落ち葉たき(ビニールや紙くずは禁止)や、農家での稲わらの焼却などは例外として認められていますが、これらの場合でも時間帯や風向きに注意して、近隣の迷惑にならないよう十分配慮しましょう。

以上問合せ●市民環境課(内線1142・1143)